

【ポスター発表】

「学齢期の障害児を育てる母親の就労を支える制度の課題」

○ 大阪府立大学 人間社会学研究科 博士後期課程 春木 裕美 (会員番号 8571)

キーワード：障害児 母親 就労

1. 研究目的

障害児を育てる母親の就労は制限されており、働く意欲があっても叶わないことや、子どもが学齢期になってもパートタイムが多数を占めると報告されている。就労が制限される背景には、社会からの母親に対する子育ての役割期待があり、障害児を育てる母親の場合、訓練や療育、ケアなどの必要性から更に強まるといわれている。母親の就労を促進するものには、放課後等の子どもの居場所の確保、福祉サービスの利用、家族の協力（特に祖父母の協力）、職場の理解等がいわれているが、サービス不足や祖父母の負担が大きいこと、制度面においても障害児の母親の就労を前提としていないことが指摘されてきた。

しかし、この数年、時代背景が変化しつつあり障害児の母親の就労にも影響が生じていると思われる。2012年児童福祉法が改正され児童の障害福祉サービスは障害者自立支援法から同法に移り、障害児支援の一元化や相談支援の充実などを内容とし、新たに放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業が創設された。一般施策においても、出産・子育て期の女性の離職や高齢になった親の介護離職が社会問題となり「ワーク・ライフ・バランス」の重要性がいわれてきた。さらに、少子高齢化、人口減少社会により労働力不足が直近の深刻な問題となり、政府は女性の力を我が国最大の潜在力であるとし「すべての女性が輝く社会づくり」を最重点課題の1つに挙げた。2016年4月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、1年後、2017年6月には女性活躍加速のための重点方針として「Ⅰ 女性活躍に資する働き方の促進」「Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ 女性活躍のための基盤整備」の3点を決定した。

このように女性の労働力は国からも必要とされ整備が進められている。しかし、一方で、障害児を育てる母親に対しては障害児支援の強化として施策は改変されても、母親が働くことを前提として子育てや介護基盤の整備に具体的な内容が示されていない。そこで、女性活躍推進法に基づき、学齢期の障害児を育てる母親が就労していく上での課題を挙げ、現存する障害児への福祉サービスで対応できるのかについて検討していく。

2. 研究の視点および方法

女性活躍推進法における女性活躍加速のための重点方針3点のうち「Ⅲ 女性活躍のための基盤整備」の「子育て、介護の基盤」に基づきながら課題について検討する。その際に現存する障害児への福祉サービスで補うことができるのか、児童福祉法における障害児福祉サービス、障害者総合支援法における地域支援事業について取り上げて課題を述べる。

3. 倫理的配慮

本研究は文献研究であり、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて引用する。

4. 研究結果

「Ⅲ 女性活躍のための基盤整備」の「子育て、介護の基盤」は主に就学前の子どもへの保育や高齢者への介護が想定されており、①幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」、②保育士等の処遇改善、③保育の受け皿確保、④保育士の確保促進や柔軟な保育サービスの提供等、⑤「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備、等が挙げられ、具体的な財源や目標数値を示している。しかし、障害児を育てる母親を対象とするとこれだけでは不十分である。特に、学齢期の障害児を想定すると上記の①～④までは殆ど該当しない。必要となる基盤整備を述べると、①障害児の療育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」、②療育・介護職員等の処遇改善、③療育と預かりを兼ねた受け皿の確保、④家族の就労を考慮した柔軟な相談支援事業の充実、が挙げられる。

これらを現存する障害児への福祉サービスで補完することができるかをみると、数少ない家族支援の1つに日中一時支援がある。障害者総合支援法における地域生活支援事業で、目的は「障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする」とされている。家族の就労支援が目的とされ「預かり」に主眼が置かれている。しかし、市町村の任意事業であることや報酬単価の低さから、人手の確保、個に応じた十分なケアや必要な支援等が望めない現状である。児童への実施事業所数も放課後等デイサービスの創設以降減少している。

一方、放課後等デイサービスは児童福祉法改正で新たに創設された「療育」を目的とした事業である。「学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう（児童福祉法第6条の2の2第4項）」。報酬単価も高く、創設後、実施事業所数が増え利用者数も軒並み増え続けている。放課後等デイサービスの利用により母親が訓練に連れて行く負担が減少し、また、障害児の放課後の居場所も増えたことから母親は働きやすくなっていると考えられる。法改正にあたり、障害保健福祉関係主管課長会議資料（2011.10.31）では放課後等デイサービスの概要に「家族の勤務等を考慮した開所時間の設定」の文言が記されていたにもかかわらず、その後の「放課後等デイサービスガイドライン」では一切触れられていない。

5. 考察

障害児を育てながら母親が働くという前提で障害児者への福祉サービスを想定して行く必要がある。報酬単価の低い預かりだけの日中一時支援よりも放課後等デイサービスの質を確保して、子どもにあった療育に主眼を置きながらも保護者の就労を併せて目的とするのが最も望ましいと思われる。制度創設当初の理念に立ち戻り「家族の勤務等を考慮した開所時間の設定」について、具体的な設置時間や職員の待遇改善等を示す必要がある。